

令和 2 年度環境省入札監視委員会定例会審議概要

開催日及び場所	－（書面審査）	
出席委員 〈50音順・敬称略〉	河野正男（大学名誉教授）、寺浦康子（弁護士）、 東田親司（大学名誉教授）、吉田博宣（大学名誉教授）、 和久友子（公認会計士）	
審議対象期間	平成 3 1 年 4 月 1 日から令和元年 3 月 3 1 日	
入札・契約方式	（件数）	抽 出 案 件 < 4 件 >
一 般 競 争	3 件	① 令和元年度新宿御苑菊上家等設置工事 ② 平成 3 1 年度飯舘村仮置場復旧等工事 ③ 平成 3 1 年度仮置場等維持管理業務（飯舘村・川俣町）
指 名 競 争	1 件	④ 令和元年度上高地大正池園地公衆トイレ基本設計・実施 設計他業務
委員からの意見 ・質問、それら に対する回答等	■意見・□質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	<u>意見の具申又は勧告はなし</u>	

委員からの意見・質問、それらに対する回答等

抽出案件	■意見・□質問	回 答 等
①令和元年度新宿御苑菊上家等設置工事	□工期を2カ年に分けた理由は。	□豪雪地帯のため、工事箇所に至る県道の通行可能期間が5月から10月までとなっているため、2カ年に分けたものである。
	□一者応札となっているが対応可能な業者は複数あったのか。	□石川県内に対応可能な業者が複数あることは確認している。
	□同種工事、あるいは類似工事の施工実績を競争参加資格に設定した理由は。 ■「提出書類等の作成」は工事施工に必要な条件とは言い難い。	□国立公園内という場所柄、規制が厳しく、配慮事項等も存在するため施工実績を求めている。また、公共工事を行う場合、提出書類等の作成も必要であることから実績を求めたもの。
②平成31年度飯舘村仮置場復旧等工事	□一者応札となっている原因として、契約手続きが面倒なものとなっていないか。	□他の契約と同様、規程に基づく一般的な手続きである。対応可能な業者が複数あることは事前に確認していたものの、辺境地かつ小規模な工事が一者応札となった原因ではないかと考えている。
	□一者が入札前に辞退しているが原因は。	□入札直前に別の工事を受注してしまい、技術者が不足したため辞退したと聞いている。
	□競争参加資格において、類似の工事实績まで求める必要はないのではないか。	□類似の工事实績を有し、施工可能な業者が複数あることを事前に確認した上で入札を行ったが、工事施工に必要な条件設定について今後検討してまいりたい。
	□競争参加資格において、営業所等を高知県内に限定する必要はないのではないか。	□高知県内に営業所等を有し、施工可能な業者が複数あることを事前に確認した上で入札を行ったが、工事施工に必要な条件設定について今後検討してまいりたい。

	<input type="checkbox"/> 変更契約が行われた理由は。	<input type="checkbox"/> 隣接する他の公共機関の工事の遅れに影響を受け、期間を延長したこと、また、期間を延長したことに伴って経費の変更が発生したものである。
③平成31年度仮置場等維持管理業務(飯館村・川俣町)	<input type="checkbox"/> 競争参加資格において、手持ち業務量に条件を付しているが、本入札の公示日としている理由は。 ■ 手持ち業務量は、本来業務開始日時点の量を把握すべきであり、そうでなければ参加条件とする意義に乏しいと考える。	<input type="checkbox"/> 提出の時期によって手持ち業務量の調整が行われることのないよう、公平性を担保すべく一律に設定している。
	<input type="checkbox"/> 変更契約が行われた理由は。	<input type="checkbox"/> 契約後、現地確認を行った所、測量地点の追加やボーリング調査等が生じたため。
④令和元年度上高地大正池園地公衆トイレ基本設計・実施設計他業務		